

「第4次たどつ男女共同参画プラン」(案)に係るパブリックコメント実施要領

令和8年2月26日
住民環境課人権係

1 パブリックコメントを実施する計画

「第4次たどつ男女共同参画プラン」(案)

2 パブリックコメント実施方法及び周知方法

(1) 住民環境課窓口における閲覧

募集期間内に、町住民環境課の窓口において閲覧に供します。

(2) 公民館等の公有施設における閲覧

募集期間内に、町立公民館(中央公民館兼中央公民館本通分館、豊原地区公民館、四箇地区公民館、白方地区公民館)及び町立図書館(明徳会図書館)において閲覧に供します。

(3) 町ホームページへの掲載

次のアドレスに掲載します。

ホーム > 組織から探す > 住民環境課
> 人権・男女共同参画 > 男女共同参画
> 「第4次たどつ男女共同参画プラン」(案)に係る
パブリックコメントの実施について



町ホームページ

(4) 町公式 SNS での周知

町の公式 X、Facebook、LINE により、パブリックコメントを実施していることを周知します。

3 意見募集

(1) 意見等の募集期間

令和8年 2月26日(木)～3月26日(木) 17時15分(必着)

(2) 意見等を提出できる方

- ① 町内にお住まいの方
- ② 町内に事業所がある法人・団体等の方
- ③ 町内の事業所、学校等に通勤、通学等をしている方

(3) 意見等の提出方法

別紙様式の意見書に必要事項を記入の上、次に指定する方法により提出してください。

① 郵送の場合

〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号
多度津町 住民環境課 人権係 宛

※ 表面又は裏面に、『「第4次たどつ男女共同参画プラン」(案)についての意見』と記載してください。

② 電子メールの場合

jyuukan@town.tadotsu.lg.jp

※ 件名に『「第4次たどつ男女共同参画プラン」(案)についての意見』と記載し、本文に宛名(『多度津町 住民環境課 人権係 宛』)を記載してください。

③ FAXの場合

0877-33-2550

※ 意見書にかがみ文書を添付する場合は、宛名に『多度津町 住民環境課 人権係 宛』と記載してください(意見書だけを送る場合は追記不要です)。

※ 受信確認を希望する場合は、その旨を余白に追記してください。

④ 窓口を持参する場合

住民環境課の窓口へ提出してください。

※ 土・日・祝日(休日)を除く平日の8時30分から17時15分まで受け付けます。

【注意事項】

・指定する方法以外の方法での提出は受け付けることができません。

例：公民館、図書館等の指定していない窓口へ提出する。

電話・口頭で伝達する。

匿名で提出する。

・提出に係る経費(郵送料、通信料等)は、意見提出者の負担となります。

(4) 提出していただいたご意見の取扱い

・ご意見は、計画策定にあたって参考とさせていただきます。

・ご意見に対して個別に連絡して回答を差し上げることはいたしません。

・ご意見の概要と、そのご意見に対する町の考え方や対応結果を、町ホームページ等で公表することがあります(氏名や住所などの個人情報を公開することはありません)。

・賛否の結論だけを示したもの、趣旨が不明瞭なもの、その他不適切な内容のご意見に対しては、町の考え方を示さないことがあります。

4 結果の公表

募集期間終了後、結果が取りまとめ次第、町ホームページ等で公表します。

5 その他留意事項

氏名、住所、連絡先等の個人情報は、本件に関する事務以外の目的では使用しません。

【問い合わせ先】

担当：住民環境課人権係

電話：0877-33-4480

FAX：0877-33-2450

E-mail：jyuukan@town.tadotsu.lg.jp